

## 会社更生法に基づく更生手続及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再格付の取扱いについて

(平成 21 年 3 月 31 日 財政局長決裁)

仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 4 条の規定により工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（以下「更生手続」という。）開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「再生手続」という。）開始の決定を受けたものが、仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 10 条の規定による格付を改めて受ける場合（以下「再格付」という。）に必要な手続きを定めるものとする。

第 1 再格付は、更生手続又は再生手続の開始が決定された日以降の日を基準日として、要綱第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく格付及び格付評点の再設定をもって行うものとする。

第 2 再格付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて再格付依頼書（別記様式）を本市に提出しなければならない。

1. 更生手続又は再生手続の開始に係る決定書の写し
2. 更生手続又は再生手続の開始決定日以降の日を審査基準日とする建設業法所定の経営事項審査結果通知書又は経営規模等評価結果通知書及び総合評定値が記載された通知書の写し
3. 更生手続又は再生手続の開始決定日以降に取得した履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
4. 要綱第 10 条第 3 項に規定する主観点を求めるために必要な本市が指定する書類
5. 国土交通省東北地方整備局等において更生手続又は再生手続に関する競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあつては、当該認定通知書の写し
6. 宮城県において更生手続又は再生手続に関する競争入札参加資格の再評価を受けた場合にあつては、当該評価書の写し

第 3 本市において、第 2 に規定する依頼を受けた場合において、第 2 の 5 及び 6 に掲げる書類の提出がないときは、次に掲げる事項について必要な資料の提出を求め、ヒアリングを行うものとする。

1. 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

2. 技術者の確保等工事の施工体制
3. 下請業者，資材業者等との業務の協力状況
4. 建設機械，建設資材，労務者等の確保の状況
5. 営業対象地域，営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
6. 更生計画又は再生計画の案（当該案が作成されていない場合にあっては，作成の方針）及び当該計画認可の決定後においてはその遂行状況
7. その他必要な事項

第4 本市において，第3の規定によるヒアリングのほか，第2の規定により再格付依頼書を提出した者に対して，必要なヒアリングを行うことができる。

第5 本市において，第2により提出された書類（第3又は第4によりヒアリングを行った場合にあっては，当該結果を含む。）に基づいて審査を行い，審査結果に基づく再格付を行った上で，当該提出者に対しその旨を通知するものとする。

この場合において，再格付の通知は，要綱第10条第1項及び第2項の規定に係る格付通知をもって行うものとする。

附 則

この取扱いは，平成21年4月1日から実施する。

附 則

この改正は，平成22年4月1日から実施する。

附 則

この改正は，平成31年4月1日から実施する。

附 則

この改正は，令和4年4月1日から実施する。

(別記様式)

## 再格付依頼書

年 月 日

仙 台 市 長 様

依頼者住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
連絡先

下記のとおり、「会社更生法に基づく更生手続及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再格付の取扱いについて」（平成 21 年 3 月 31 日財政局長決裁）に基づく再格付を希望いたします。

### 1. 手続きの別

- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続

### 2. 上記手続きの開始決定日

年 月 日

### 【添付書類】

- ① 更生手続又は再生手続の開始に係る決定書（写）
- ② 更生手続又は再生手続の開始決定日以降の日を審査基準日とする建設業法所定の経営事項審査結果通知書（写）又は経営規模等評価結果通知書（写）及び総合評定値が記載された通知書（写）
- ③ 更生手続又は再生手続の開始決定日以降に取得した履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- ④ 仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁。以下「要綱」という。）第 10 条第 3 項に規定する主観点を求めるために必要な本市が指定する書類
- ⑤ 国土交通省東北地方整備局等において更生手続又は再生手続に関する競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、当該認定通知書（写）
- ⑥ 宮城県において更生手続又は再生手続に関する競争入札参加資格の再評価を受けた場合にあっては、当該評価書（写）